令和3年度から適用される市県民税の主な税制改正について

※所得税においては令和２年分から適用されています。

給与所得控除の見直し

- 給与所得控除額が一律 10 万円引下げられます。
- 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が 1,000 万円から 850 万円に、その上限額が 220 万円から 195 万円にそれぞれ引下げられます。

	給与等の収入金額	所得控除額
改正前	1,000 万円超	220 万円
改正後	850 万円超	195 万円

公的年金等控除の見直し

- 公的年金等控除額が一律 10 万円引下げられます。
- 公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合、公的年金等控除額は 195 万 5 千円が上限とされます。
- 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が 1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合は一律 10 万円を、2,000 万円を超える場合は一律 20 万円を、それぞれ上記の見直し後の公的年金等控除額から引下げられます。

基礎控除の見直し

- 基礎控除額が 10 万円引上げられます。
- 合計所得金額が 2,400 万円を超える場合、合計所得金額に応じて控除額が少なくなり、2,500 万円を超えると適用されません。
  ※基礎控除の上限と同じく、合計所得金額が 2,500 万円を超える場合、調整控除も適用されなくなります。
  （調整控除…市県民税と所得税の人的控除額の差に基づく負担増の減額措置）

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400 万円以下	43 万円	33 万円（一律）
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円	
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円	
2,500 万円超	適用なし	

扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し

- 同一生計配偶者および扶養親族、配偶者特別控除に係る配偶者、勤労学生控除の要件となる合計所得金額の基準額が 10 万円引上げられます。

区　分	合計所得金額要件
配偶者控除・扶養控除	38 万円以下から 48 万円以下に引上げ
配偶者特別控除	① 38 万円超 123 万円以下から 48 万円超 133 万円以下に引上げ ②控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ 10 万円引上げ
勤労学生控除	65 万円以下から 75 万円以下に引上げ

- 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例により、算入する必要経費の最低保証額が 65 万円から 55 万円に引下げられます。

未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直し

- すべてのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制支援を行う観点から、「ひとり親控除」が創設されました。ただし、住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある人などは対象外となります。
- 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が 48 万円以下）を有するひとり親（合計所得金額が 500 万円以下）について、ひとり親控除（控除額 30 万円）が適用されます。
- 上記以外の寡婦については、引続き寡婦控除（控除額 26 万円）が適用され、子以外の扶養親族を有する寡婦についても所得制限（合計所得金額が 500 万円以下）が設けられました。

【寡婦の場合】

配偶関係	死 別		離 別		未婚のひとり親	
本人合計所得金額	500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超
扶養親族：(子)有り	30 万円	-	30 万円	-	30 万円	-
扶養親族：(子以外)有り	26 万円	-	26 万円	-	-	-
扶養親族：無し	26 万円	-	-	-	-	-

【寡夫の場合】

配偶関係	死 別		離 別		未婚のひとり親	
本人合計所得金額	500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超
扶養親族：(子)有り	30 万円	-	30 万円	-	30 万円	-
扶養親族：(子以外)有り	-	-	-	-	-	-
扶養親族：無し	-	-	-	-	-	-

所得金額調整控除の創設

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

①給与収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合
（ア）本人が特別障がい者に該当する。
（イ）23 歳未満の扶養親族を有する。
（ウ）特別障がい者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する。

所得金額調整控除額＝｛給与の収入額（上限 1,000 万円）－ 850 万円｝× 10％

②給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方があり、それらの合計額が 10 万円を超える場合
（両方の控除額の引下げにより負担が増えないように、給与所得から 10 万円を限度に控除）

所得金額調整控除額＝｛給与所得控除後の金額（上限 10 万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（上限 10 万円）｝－ 10 万円

※①の控除がある場合は、①の控除後の金額から控除します。

非課税範囲の見直し

- 障がい者、未成年者、寡婦およびひとり親に対する非課税措置の対象者が、前年の合計所得金額 125 万円以下から 135 万円以下に変更されます。
- 均等割および所得割の非課税基準額が 10 万円引上げられます。

＜均等割が課税されない方＞

前年の合計所得金額が、次の計算で求めた金額以下の方

＊控除対象配偶者・扶養親族がいない場合

28 万円 ＋ 10 万円

＊控除対象配偶者・扶養親族がいる場合

28 万円 ×｛(控除対象配偶者＋扶養親族の数）＋ 1 ｝＋ 16 万 8 千円 ＋ 10 万円

＜所得割が課税されない人＞

前年の総所得金額等が、次の計算で求めた金額以下の方

＊控除対象配偶者・扶養親族がいない場合

35 万円 ＋ 10 万円

＊控除対象配偶者・扶養親族がいる場合

35 万円 ×｛(控除対象配偶者＋扶養親族の数）＋ 1 ｝＋ 32 万円 ＋ 10 万円

【問い合わせ先】市税務課　☎ 31-0608

益田税務署からのお知らせ

確定申告は スマホ・パソコン で！

e-Tax の利用手続きがより便利になりました！

マイナンバーカード方式！

用意するものは、次の２つ！

①マイナンバーカード

②ＩＣカードリーダライタ　または

マイナンバーカード対応スマートフォン

対象端末の一覧はこちらから！

ＩＤ・パスワード方式！

用意するものは、次の２つ！

（ＩＤ・パスワード方式に対応した）

① ＩＤ（利用者識別番号）

② パスワード（暗証番号）

ＩＤとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行なった後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
- ＩＤ・パスワード方式は暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

詳しくは　イータックス　で　検索

【問い合わせ先】益田税務署　☎ 22-0444（代表）